

川崎市公告第122号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年1月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所本庁舎及び南庁舎設備運転管理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎ほか2箇所
<内訳> 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所南庁舎
川崎市川崎区砂子1丁目9-3 市役所広場

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 業務概要

本業務は、川崎市役所本庁舎、南庁舎、市役所広場の建物等の点検・保守点検運転監視・執務環境測定調査等の各種業務を合理的かつ効率的に執行し、庁舎の設備機能を維持することを目的とします。

(5) その他の情報

川崎市総務企画局総務部庁舎管理課のホームページ「川崎市役所本庁舎及び南庁舎設備運転管理等業務委託の契約に係る一般競争入札の実施について (<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000183061.html>)」を御覧ください。

2 一般競争入札参加資格

本業務委託の入札は、混合入札により執行します。この入札に参加を希望する者は、川崎市役所本庁舎及び南庁舎設備運転管理等業務共同企業体取扱要綱（以下「要綱」という。）に規定する共同企業体又は単体企業とし、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 単体企業に必要な条件

ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

エ 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」で登録されている者。

オ 令和2年度以降で、国又は地方公共団体等において、延べ床面積25,000m²以上ある施設の施設維持管理に係る委託業務に関する契約を締結し、これらをすべて誠実に1年以上継続して履行した実績があること。

カ 令和2年度以降で、国又は地方公共団体等の施設において、次の業務を1年以上継続して履行した実績があること。

(ア) コージェネレーション設備の運転管理の実績

(イ) ビルエネルギー管理システム（BEMS）を用いた施設運転管理の実績

キ 川崎市長、横浜市長、神奈川県知事又は、東京都知事で建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること。

(2) 共同企業体に必要な条件

ア 全ての構成員に必要な条件

- (ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (ウ) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。
 - (エ) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。
 - (オ) 令和2年度以降で、国又は地方公共団体等において、延べ床面積25,000m²以上ある施設の施設維持管理に係る委託業務に関する契約を締結し、これらをすべて誠実に1年以上継続して履行した実績があること。
- イ 構成員のうち1者以上に必要な条件
- (ア) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」で登録されている者。
 - (イ) 令和2年度以降で、国又は地方公共団体等の施設において、コージェネレーション設備の運転管理を1年以上継続して履行した実績があること。
 - (ウ) 令和2年度以降で、国又は地方公共団体等の施設において、ビルエネルギー管理システム（BEMS）を用いた施設運転管理を1年以上継続して履行した実績があること。
 - (エ) 川崎市長、横浜市長、神奈川県知事又は、東京都知事で建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること。

3 入札参加申込書等の配布、提出及び問合せ先

一般競争に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎2階

総務企画局総務部庁舎管理課

電話 044-200-0532（直通）

E-mail 17tyosya@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年1月29日(木)から2月5日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)

入札参加申込書及び要綱は、1(5)に記載のホームページからダウンロードできます。

(3) 提出書類

ア 単体企業の場合

(ア) 入札参加申込書

(イ) 2(1)を満たすことがわかる各種書類（類似実績については、契約書の写し等業務内容がわかるもの）

イ 共同企業体の場合

(ア) 入札参加申込書

(イ) 2(2)を満たすことがわかる各種書類（類似実績については、契約書の写し等業務内容がわかるもの）

(ウ) 委任状（要綱第1号様式）

(エ) 共同企業体協定書（要綱第2号様式）

(4) 提出方法

持参

4 仕様書等の交付

仕様書等は、3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供するとともに、3により入札参加申込書を提出した者には、無料交付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問受付期間

令和8年1月29日(木)から2月13日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)

イ 質問書の様式

1(5)に記載のホームページ内「質問書」の様式により提出してください。

ウ 質問受付方法

持参又は電子メール(17tyosya@city.kawasaki.jp)によります。なお、電子メールで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問合せ先に電話にて御連絡ください。

(2) 回答

ア 回答日

令和8年2月19日(木)午後5時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

また、入札参加資格を満たしていない者からの質問に関しても回答しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は、川崎市競争入札参加者心得に基づいて実施し、総額での入札とします。

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和8年3月5日(木) 午後2時30分

提出場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎3階306会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時・場所

8(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価

格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無し

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」をご確認ください。

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(6) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)と同じです。